

1. 福島県における放射性セシウムを含む捕獲イノシシの処理の実態と課題

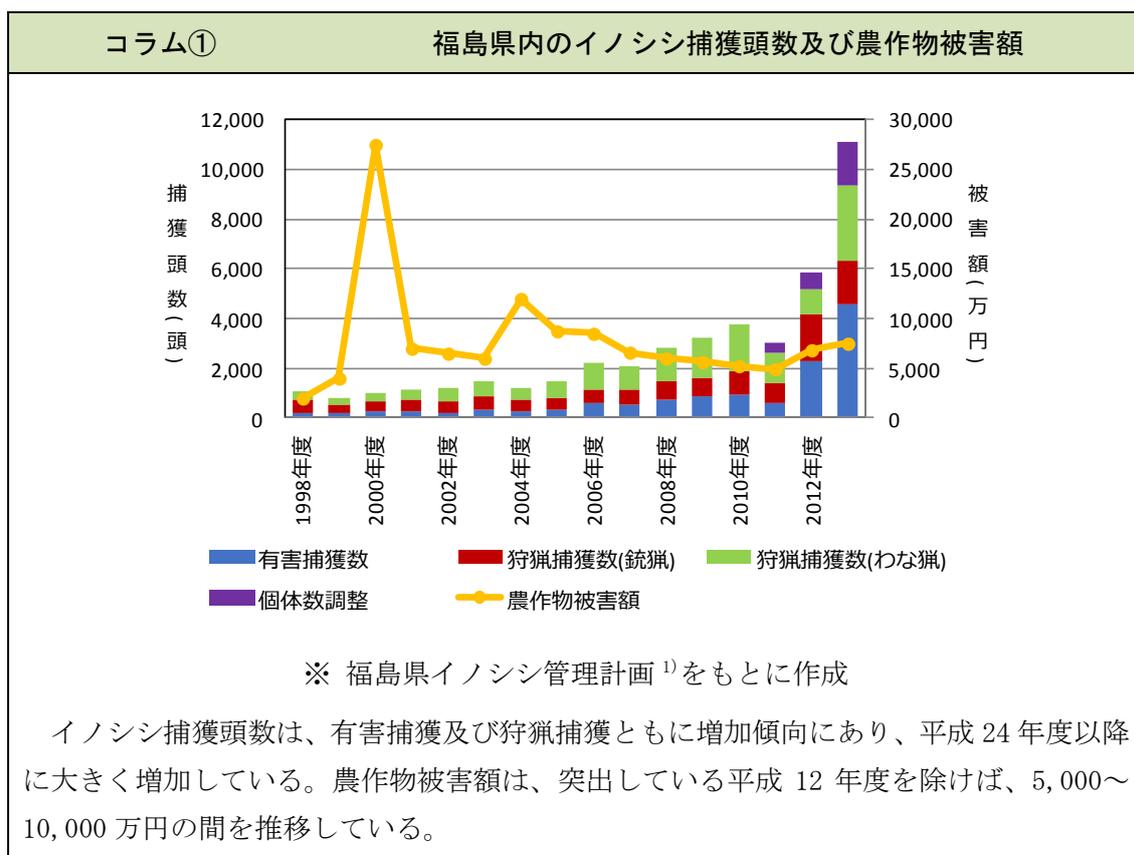
全国的にイノシシやシカなどの有害鳥獣による農業被害が急増しており、効率・効果的な捕獲対策や捕獲した有害鳥獣の適切な処理方法の確立が急務である。捕獲した有害鳥獣の有効利用のためジビエといった食品化など様々な工夫がされているが、現状の主な処理方法は捕獲現場での埋設処理や既存焼却炉での焼却処理である。捕獲者による現場埋設については、高齢化が進む捕獲者には体力的に厳しい状況であるとともに、埋設地の不足等からより困難性を伴っている。また、焼却処理においても焼却炉に受け入れる際に個体の切断が必要である場合がほとんどで、捕獲者が切断作業を行うことにも相当の困難性を伴っている。

一方、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災およびそれに伴う原子力発電所の事故によって、福島県を中心に放射性セシウムを含んでいる捕獲イノシシの処理が問題になっている。これまで食用に供されたイノシシは、含まれる放射性セシウムの濃度が食用の基準を超えていることから、当面の間は食用として捕獲・出荷することができない。また、農業被害対策として捕獲駆除されたイノシシの処理においても、放射性セシウムを含む個体の処理に対する地域住民の不安感が存在することから、捕獲イノシシの円滑な処理が課題となっている。

現在、県内で捕獲したイノシシはそれぞれの市町村等において処理を行っており、その処理方法はほとんどが捕獲現場での埋設処理であり、一部を既存の焼却炉で処理している状況である。既存の焼却炉での処理においては、周辺住民の感情に配慮するため、捕獲イノシシの荷姿が見えないよう袋に入れて搬入する、住民の直接搬入時間の終了後に焼却する等の工夫を行い、処理を行っている。また、捕獲イノシシを解体せずにそのまま処理しているのは少数で、ほとんどの市町村等においては焼却の前処理として捕獲者に解体等をお願いし処理を行っている。一方で、住民等との調整により、既存の焼却炉での焼却処理ではなく、専用焼却炉や微生物作用を利用した専用生物処理設備等を、補助金を利用して整備する動きも出てきている。

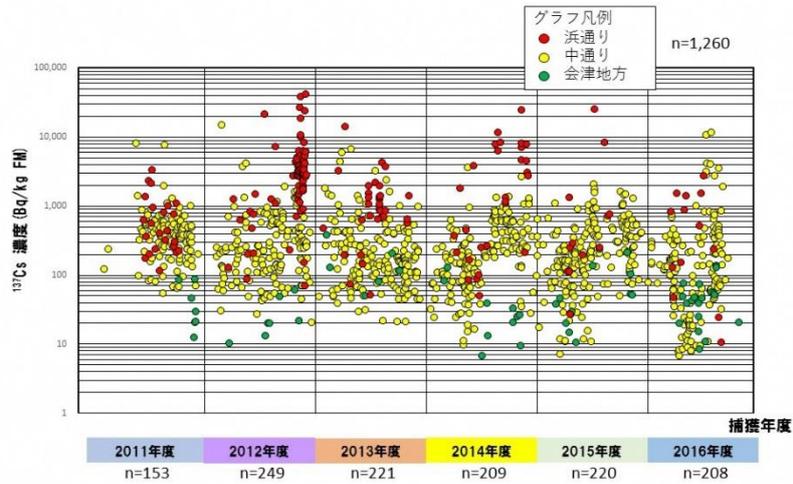
福島県では、イノシシの積極的な管理を進めることにより、イノシシ個体群の安定的な存続を図りつつ農業被害を低減することを目的として「福島県イノシシ管理計画」（平成 27 年 5 月 29 日～平成 32 年 3 月 31 日）を策定し¹⁾、イノシシ管理計画期間である平成 31 年度までに 49,000 頭（平成 26 年度の推計生息数）から安定生息数である 5,200 頭まで減少させるには、毎年 17,000 頭～18,000 頭の捕獲が必要となると推計している。さらに、「福島県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）」（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）を定め²⁾、指定管理鳥獣捕獲事業にて県内全域での捕獲目標数を 7,000 頭と定め、個体数管理を進めている。

このように、管理計画に基づいてイノシシの捕獲数目標を達成していくうえで、今後さらに増加が見込まれる捕獲イノシシの適正処理が大きな課題である。また福島県では捕獲イノシシが放射性セシウムを含んでいる点が大きな課題であり、その点に配慮された技術的対応が必要である。そこで本資料では、放射性セシウムを含む捕獲イノシシの適正処理方法について、新たに検討されている減容化処理法なども含めた主要な処理方法ごとに、放射性セシウム対策、臭気や感染症などの衛生対策を含む生活環境保全対策などについて技術的な留意点を取りまとめた。



コラム②

福島県で捕獲されたイノシシの筋肉中 ^{137}Cs 濃度の時系列変化



※ 基本的に避難指示区域外で捕獲されたイノシシのデータを示す

福島県による調査データに基づいた環境創造センターの研究³⁾において、福島県内で捕獲されたイノシシの放射性セシウム濃度の地域分布や経年変化がまとめられている。放射性セシウム濃度は概ね低下傾向であるが、地方別に区分しても大きな幅があることから、地域差や個体差を考慮する必要がある、今後も長期的に推移を注視する必要がある。